

令和6年3月から適用する公共工事設計労務単価等の運用に係る特例措置について

富士市では、令和6年3月から適用する公共工事設計労務単価及び設計業務委託等技術者単価（新労務単価）が令和5年3月から適用した公共工事設計労務単価及び設計業務委託等技術者単価（以下「旧労務単価」という。）に比べ上昇したことを踏まえ、令和6年3月1日以降に契約した建設工事及び委託業務等のうち、旧労務単価で積算されたものについて、新労務単価に契約変更できる特例措置を講じます。

記

1 措置の概要

旧労務単価で積算された工事等の受注者は、「富士市建設工事請負契約約款」第59条又は「富士市建設関連業務委託契約約款」第58条の規定等に基づく請負代金額の変更の協議を請求することができることとする。

2 具体的な取扱い

(1) 原則として、令和6年3月1日以降に契約を締結する工事等のうち、旧労務単価を適用して予定価格を積算しているものについては、次の方式により算出された請負代金額に契約変更を行う。

$$\text{変更後の請負代金額} = P_{\text{新}} \times k$$

この式において、 $P_{\text{新}}$ 及び k は、それぞれ以下を表すものとする。

$P_{\text{新}}$ ：新労務単価及び当初契約時点の物価により積算された予定価格

k ：当初契約の落札率

(2) 令和6年2月29日以前に契約を締結した工事のうち、令和6年3月1日において工期の始期が到来していないものについては、「建設工事請負契約約款第25条第6項の運用基準」1(1)及び2から8まで（4(3)を除く。）の規定を適用するものとする。

3 請求期限

契約金額の変更協議の請求については、完成の届出がなされるまでの期間とする。

4 請求方法

2(1)による契約金額の変更協議の請求については、様式1により、上記期限までに発注課に行うこととする。

5 その他

各事業者様におかれましては、特例措置の趣旨を御理解いただき、下請企業との間で既に締結している請負契約の金額の見直しや、技能労働者への賃金水準引上げ等について適切に対応されるようお願いいたします。